

岩手県告示第 494 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 6 項の規定により、大槌町尺沢鳥獣保護区を指定することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成 19 年 6 月 12 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時 平成 19 年 7 月 5 日午後 2 時から

(2) 場所 釜石市新町 6 番 50 号 釜石地区合同庁舎 3 階第 1 会議室

2 指定しようとする区域 大槌町尺沢周辺 153 ヘクタール（別紙図面のとおり。）

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課及び釜石地方振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。